

令和 8 年度

岩手山麓農業水利事業

岩手山麓地事業誌編纂業務

現 場 説 明 書

東北農政局 岩手山麓農業水利事業所

1. 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2. 見積条件等

(1) 業務価格の積算体系

本業務における事業誌編纂作業の積算構成は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の設計業務を適用しており、工種区分は実施設計以外としている。

また、記録映像製作作業の積算構成は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の記録映像製作業務の価格積算基準に基づき行っている。

(2) 作業歩掛について

①「積算基準」に定められていない作業歩掛については、別紙2のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。

②本業務における作業条件等については、別紙3のとおりとしている。

(3) 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛（別紙2の作業歩掛を除く。）及び単価については、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

- ① 歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ

ホーム>農村振興>土地改良工事積算基準の改正について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/h200331/index.html>

② 資材価格 東北農政局ホームページ

ホーム>入札情報・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

(4) 打合せについて

① 打合せは、東北農政局岩手山麓農業水利事業所で行うこととしている。

② 打合せに係る配置人員は下表のとおり計上している。

なお、打合せ時間は、0.5日/回とし、移動にかかる基準日額0.5日/回を計上している。

(事業誌編纂業務)

打合せ段階	主任技師	技師A	技師B	備考
初 回	1.0	1.0		
第2回		1.0	1.0	
最終回	1.0	1.0		計3回

(記録映像撮影業務)

打合せ段階	プロデューサー (技師相当)	備考
初 回	1.0	
最終回	1.0	計2回

(5) 旅費交通費等について

(事業誌編纂業務)

① 積算上の基地は、東京都としている。

② 打合せは通勤によるものとする。

東京都から事業所まで公共交通機関により移動するものとして、以下の費用を見込んでいる。

・新幹線等料金（新宿駅～東京駅～盛岡駅～大釜駅）

32,284円/人・回（往復、税抜き）

③ 設計作業のうち、現地調査は宿泊（2泊3日）によるものとする。

東京都から現地まで公共交通機関及びライトバンにより移動するものとして、以下の費用を見込んでいる。また、移動にかかる基準日額0.5日/回を計上している。

・新幹線等料金（新宿駅～東京駅～盛岡駅）

31,924円/人・回（往復、税抜き）

・ライトバン使用（盛岡駅～現地）

使用日数2日、往復4時間/回

なお、宿泊費用及び宿泊手当については当初計上していないため、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認

の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上するものとする。 宿泊エリアは岩手県盛岡市を想定している。

(記録映像撮影業務)

企画業務

① 積算上の基地は、東京都としている。

② 打合せは通勤によるものとする。

東京都から事業所まで公共交通機関により移動するものとして、以下の費用を見込んでいる。

・新幹線等料金（新宿駅～東京駅～盛岡駅～大釜駅）

32,284円/人・回（往復、税抜き）

③ 諸経費率は標準値の20%で計上している。

撮影業務

① 打合せは企画業務と兼ねるものとし計上していない。

② 撮影は行わないことから、撮影準備（内業）にかかる直接人件費のみ計上している。

③ 諸経費率は標準値の20%で計上している。

(6) 業務報告書について

業務報告書（紙媒体）出力1部は、次のとおり計上している。

① 規格 : A-4サイズ

② 枚数 : 500枚程度

③ ファイル厚さ : 5 c m

○契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合とする。（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあつては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険

金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2)(1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

【作業歩掛】
事業誌編纂

作業項目	職 種				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1. 計画準備					
1-1 現地調査	2.5	2.5	2.5		
2. 資料の検討	4.0	5.0	4.0		
3. 事業誌の企画構想	7.0	12.0	6.0	6.0	
4. 事業誌（案）作成	10.0	25.0	35.0	30.0	25.0
5. 点検取りまとめ	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0

記録映像作成

作業項目	職 種				
	プロデューサー	製作主任	シナリオライター	演出者	撮影技師
1. 企画業務					
1-1 企画構成	6.0		3.0		
1-2 シナリオ（案）作成	4.0		8.0		
2. 撮影業務					
2-1. 撮影準備	1.0	2.0		2.0	

作業条件表

作業項目	作業条件等	数量	備 考
事業誌編集業務			
1. 事業誌編集			
1) 設計作業			
準備作業（現地調査）		1式	見積歩掛※
資料の検討		1式	見積歩掛※
事業誌の企画構想		1式	見積歩掛※
事業誌（案）作成		1式	見積歩掛※
点検取りまとめ		1式	見積歩掛※
2) 現地調査 （移動にかかる基準日額）		0.5日	
2. 打合せ	打合せ日数0.5日	3回	標準歩掛
3. 旅費交通費（現地調査）	積算基地：東京都、公共交通機関及びライトバン	1回	標準歩掛 2泊3日
旅費交通費（打合せ）	積算基地：東京都、往復移動日数0.5日、公共交通機関	3回	標準歩掛
4. 業務報告書作成	電子納品2枚（CD-R等）、出力1部（A-4版500枚程度、5cm厚チューブファイル）※	1式	標準歩掛
5. 一括計上	記録映像製作業務費	1式	
（内訳）			
1. 企画業務			
（1）企画業務			
1) 企画構成			見積歩掛※
2) シナリオ（案）作成			見積歩掛※
（2）打合せ	打合せ日数0.5日	2回	標準歩掛
（3）旅費交通費（設計旅費・交通費）	積算基地：東京都、往復移動日数0.5日、公共交通機関	2回	標準歩掛
2. 撮影業務			
（1）撮影業務			
1) 撮影準備			見積歩掛※

※1. 本作業条件等は入札参加者の見積の参考資料とするものであり、業務請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものでない。

※2. 作業歩掛は別紙2に示すとおり。

※3. CD-R等費用は電子用品作成費に含まれている。